

あなたの「学びたい」を支援します ～ 修学支援制度 ～

高等学校等就学支援金

高等学校等に在学している生徒に対して、授業料に充てる支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するための制度(返済は不要)です。

受給資格

- 生徒が高等学校、専修学校高等課程等に在学していること。
- 生徒が日本国内に住所を有していること。
- 保護者等の市町村民税の課税標準額に6%を乗じた額から市町村民税の調整控除額を差し引いた額(両親がいる場合は2名の合算額)が304,200円未満であること。

支給額

	全日制	定時制	通信制	
公立	9,900円/月	2,700円/月	単位制	1単位 310円
私立	9,900円/月 (年収590～910万円未満程度)	—	単位制	1単位 4,812円
			上記以外	9,900円/月
	33,000円/月 (年収590万円未満程度)	—	単位制	1単位 12,030円
			上記以外	24,750円/月
<青森県私立高等学校等就学支援費補助金> 年収590～710万円未満程度の場合、県が上乗せして補助します。 (9,900円/月(全日制の場合)) また、生活保護受給世帯及び非課税世帯の場合には、新一年生の入学金についても支援します。(上限50,000円/年)				

※保護者等の離職や傷病等、家計が急変した世帯のための支援制度もあります。

申請手続

在学する学校から申請手続きのお知らせがありますので、それに従って申請手続きを行ってください。

問(公立)各公立高校又は教育庁学校施設課 TEL017-734-9873
<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-shisetsu/koutougakkoutousyuugakusienkinn.html>



(私立)各私立高校又は子ども家庭部県民生活推進課 TEL017-734-9869
https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kodomo/kenmin/Aomori_syugakushien.html



高校生等奨学のための給付金

授業料以外の教育費負担を軽減するため、一定の要件を満たす高校生等の保護者等に給付金を給付する制度(返済は不要)です。

給付要件

- 高校生等が高等学校等に在学していること。
- 高校生等が高等学校等就学支援金の受給権者、学び直し支援金の受給権者又は家計急変世帯への支援として実施した授業料減免措置の受給権者であること。
- 高校生等が平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した者であること。
- 保護者等が青森県内に住所を有していること。
- 基準日(原則7月1日)において、生活保護法による生業扶助を受けていること又は基準日の属する年度分の保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税であること。

給付額

対象者	国公立(年額)		私立(年額)	
	通信制以外	通信制	通信制以外	通信制
生活保護(生業扶助)受給世帯	32,300円	32,300円	52,600円	52,600円
非課税世帯	第1子の高校生等	122,100円	50,500円	142,600円
	第2子以降の高校生等	143,700円	50,500円	152,000円
	専攻科に通う生徒	50,500円	52,100円	

※保護者等の離職や傷病等、家計が急変した世帯のための支援制度もあります。

申請手続

在学する学校から申請手続きのお知らせがありますので、それに従って各学校へ申請書類を提出してください。

問(国公立)各公立学校又は教育庁学校施設課 TEL017-734-9873
<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-shisetsu/shougakukyuuufukin.html>



(私立)各私立学校又は子ども家庭部県民生活推進課 TEL017-734-9869
https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kodomo/kenmin/Aomori_syugakushien.html



※ 上記の内容は、令和6年度のものであり、国の制度改正などにより内容が変更となる場合があります。

大学奨学生募集 ～大学在学中に必要な経費に充てるための無利子の奨学金です～

申込資格

令和7年4月に大学入学見込みの方で、保護者が青森県民であり、他の団体等から奨学金の貸与予定がない方(併願はできますが、併給はできません。ただし、給付型に限り併給が可能です。)

募集人員

90人 貸与月額及び貸与期間 月額44,000円 4年間(医学科等は6年間)

返 還

無利子で、貸与終了後1年据え置き、貸与期間の2倍の期間内(ただし、8年を超える場合は8年間)で全額返還。また、失業等で返還が困難になった場合は、返還猶予制度があります。

貸与総額 (4年間貸与)	返還 年数	月賦の場合		半年賦の場合		年賦の場合	
		金額	回数	金額	回数	金額	回数
2,112,000円	8年	22,000円	96回	132,000円	16回	264,000円	8回

申込方法

県内の各高校及び各教育事務所にある願書に必要事項を記入の上、添付書類とともに、令和7年3月に高校を卒業予定の方は**在学校が指定する期日までに同校へ**、それ以外の方は令和7年3月25日(火)までに青森県育英奨学会へ提出してください。

詳細はHPでも
ご確認ください



問 青森県育英奨学会(教職員課内) TEL.017-734-9820

教育支援資金

低所得者世帯の方々にお子さんの修学資金の貸付を行います。

対 象

他の貸付制度の利用が困難で、償還と自立が見込まれる低所得者世帯の方



貸与限度額

教育支援費/月		就学支度費
高等学校	35,000円以内	500,000円以内
高等専門学校・短期大学	60,000円以内	
大学	65,000円以内	

※教育支援費については、特に必要と認める場合に限り、貸与限度額の1.5倍の額まで貸付可能です。

返 還

無利子で、卒業後6か月以内据え置き、20年以内に返還。

申込方法

下記問い合わせ先までご相談ください。

問 お住まいの市町村にある社会福祉協議会又は、
青森県社会福祉協議会地域福祉課 TEL.017-723-1391(代表)

母子父子寡婦福祉資金(修学資金・就学支度資金)

母子家庭・父子家庭・寡婦の方々にお子さんの修学資金等の貸付を行います。

対象等

母子家庭の母が扶養する児童、父子家庭の父が扶養する児童、父母のいない児童又は寡婦が扶養する子

対象経費

修学するための授業料、書籍代、通学費等及び就学するための被服等の購入に必要な資金

返 還

無利子で、貸与終了後6か月据え置き、20年以内に返還

申込方法

お住まいの地区の右記問い合わせ先までご相談ください。(※青森市にお住まいの方は青森子育て支援課に、八戸市にお住まいの方は八戸市子ども家庭相談室に、お問い合わせください。)

貸与限度額

※高校、大学の場合は、下の表にかかわらず、実際に貸付を受けられる金額は、申請される方の所得や高等教育の修学支援新制度の対象となるかどうかにより変更となります。

<修学資金月額>:修学期間中、毎月貸付が行われます。

	国・公立		私立	
	自宅通学者	自宅外通学者	自宅通学者	自宅外通学者
高校	27,000円	34,500円	45,000円	52,500円
大学	71,000円	108,500円	108,500円	146,000円

<就学支度資金>:原則、就学前に1度のみ貸付が行われます。

	国・公立		私立	
	自宅通学者	自宅外通学者	自宅通学者	自宅外通学者
高校	150,000円	160,000円	410,000円	420,000円
大学	410,000円	420,000円	580,000円	590,000円

問	東青地域県民局地域健康福祉部福祉総室	017-734-9950	上北地域県民局地域健康福祉部福祉子ども総室	0176-62-2145
	中南部地域県民局地域健康福祉部福祉総室	0172-35-1622	下北地域県民局地域健康福祉部福祉子ども総室	0175-22-2296
	三八地域県民局地域健康福祉部福祉総室	0178-27-4435	青森子育て支援課	017-734-5334
	西北地域県民局地域健康福祉部福祉子ども総室	0173-35-2156	八戸市子ども家庭相談室	0178-38-0703